

中小企業こそ、一度の労務トラブルから受けるダメージは大きい。今すぐ対策を

# “労務トラブル”から会社を守る 就業規則セミナー

《コロナ対策：当セミナーは集合セミナーとなりますので、以下のコロナ対策を実施いたします》

①定員は席数の1/2②会場内をアルコールで拭掃除③噴霧器により除菌水（GELA水）を継続噴霧④1時間に8回部屋を自動換気

【参加者の皆様へのお願い】①受付にて非接触型の体温計にて体温の確認、37.5度以上の場合、入場をご遠慮いただくこととなります。（その場合は参加料をご返金させていただきます）②マスクの着用をお願いします。

注）浜松市内でのコロナ感染者の発生状況により、開催日の繰り延べ等の措置をとらせていただく場合があります。

今年は、突如現れたコロナウイルスに企業も個人も翻弄されています。まだまだ油断できません。

そんな中でも、いやそんなときだからこそ労務トラブルも増えている印象です。コロナによる休業実施はもとより、退職者からの残業代請求、退職代行サービスによる退職申し入れ、ネット掲示板へ会社の評判書き込み、お客様から社員によるパワハラ被害の訴え、Lineで退職の連絡、年号も“令和”に変わり古い考え方や常識はもはや通じません。また、同一労働同一賃金という言葉の広がりもあり、社員の意識も確実に変わってきています。

経営者も環境の変化、社会情勢の変化に対応して考え方や意識を変えなければいけません。社員一人ひとりのパフォーマンスを最大限に発揮させ、社員と共存共栄できる職場環境をつくる努力も必要です。

就業規則は、その内容が法律にのっとっているだけでなく、実務といかに結び付けられているか、経営者の悩みを解決できる規定になっているかが重要です。今回のセミナーでは、就業規則見直しのポイントを、実際の困りごとの事例を対応の仕方も交えて解説いたします。

【開催日】

2020年10月21日（水）13:30~15:30

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,500円（税込み。顧問先様 無料）

【定員】 12名様（申込順）

（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会

浜松市北区三方原町314-2 HP：<http://www.seienroumu.com>

TEL：053-436-1033 FAX：053-436-1138

注）セミナーの録画・録音は不可です。



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー  
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

## 【主なセミナー内容】

### 1. 労務トラブル（問題社員）対応策と就業規則での工夫

◎よくある労務トラブルをピックアップし、いざというときの具体的な対応策と、  
就業規則でとっておくべき対策を解説します。

《解説する労務トラブルの例》

- ・退職する社員が監督署に相談して残業代を2年分請求してきた。あんなに良くしてあげたのに…
- ・パワハラ？と噂される管理職がいる。下につけた部下がすぐにやめてしまう…
- ・社員がうつ病になってしまった。休職復帰の見極めと復帰許可の基準は？
- ・社員が在宅勤務（テレワーク）を希望してきた…そのとき会社はどう対応したらいい？

### 2. 最近の法改正

### 3. 本日のまとめと質疑応答

裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください

## 講師の横顔

昭和 47 年浜松市高丘に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10 才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビッてあきらめる。高校卒業後、名古屋の大学に進学、さらに都会にあこがれ卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた 5 年後、会社が倒産し突然襲った悲劇（解雇）。社宅からの退去、国民年金保険料免除制度を利用し失業保険をもらいながら、仕入れ担当と在庫管理の経験がゆえに会社清算業務につきあわせれ弁護士事務所に通う生活。“諸行無常”世間の厳しさを体験し、このとき初めて社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り社労士資格取得を目指し受験勉強する中、平成 13 年に西遠労務協会にパートとして就職、社労士試験に合格し 3 年後に正社員に登用。主任として現在に至る。

社会保険労務士という仕事を通して、関わる会社も経営者も社員も、そして自分自身も元気になりたい成長したい。社員のこと、経営や給与・保険のことなど毎日会社で起こるさまざまことをご相談いただく中、特に社員とのトラブル対応では、法律や役所の判断を超えて自分自身の知識・経験にもとづく判断を加え、相談してくれた方から「相談してよかった。ありがとう。」と言われるとやりがい以上の生きがいを感じる。「あいさつができない」「期限や約束を守らない」といった問題社員の対応しているときには、ふと 2 人の我が子を思い出し、果たして人として当たり前のことを教えてあげられているのかと我が身を振り返ることも多い。何事も信じやすいタイプ。従って“占い”は極力見ない、聞かないようにしている。特技は握り寿司。9 年前に事務所で参加した遠州リレーマラソンからランニングにはまり、フルマラソンをはじめ近場の大会に参加している。

### 「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 本日のセミナーの中で、「ハッ」とした事がいくつかありました。就業規則に記載されていない為、何となくズルズルと曖昧になっている案件もあります。改めて、就業規則に記載する事、同意を得る事、メモをとる事等が大事だなと感じました。
- トラブルを回避するためには、就業規則をしっかりと作りこむことが大事であることが、改めて分かりました。「すばやく対応する、書面に残すということ」を今後対応するときには行っていかなければならないと思いました。
- 就業規則の大切さが切実に感じました。法律内の確実な部分はもちろんですが、グレーの部分が本当に大切であるということを実感しました。今日は本当に勉強になりました。
- 就業規則を 10 年以上ぶりに改定したのですが、労使関係、双方の立場を守る意味でも非常に重要である事が改めて強く感じました。非常に分かりやすい説明で大変参考になりました。
- 実際にやっていること、やれていないこと、そして今後やらなくてはならないことが明確になりました。トラブルが発生したので、セミナーに参加をしましたが、もっと早くに参加していれば、もっと良い判断ができたのではと思います。
- 社内外の状況が変わってきているので、見直すチャンスだと感じました。何かトラブルがあった時に落とし穴にならないように、困った時の判断基準となるようにしたいと思います。
- 気になっていた休職に関する事、試用期間に対する対策の話が聞いて良かった。
- 足りない、改善しなければいけない面が多々あった。最悪な状況を想定して考えなければいけないと思う

\*\*\* 10/21 就業規則セミナー 参加申込書 \*\*\*

Fax 番号 053-436-1138

(西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	住所 〒 -
Tel	Fax
フリガナ ご参加者名 役職	フリガナ ご参加者名 役職
【当事務所での個人情報の取扱いについて】 *お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。 ①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便等当事務所のサービス提供に関するご案内 *参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。 *当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。	